2024/04/03 10:20

Re: ご連絡(固定資産税について)

西山様

ご連絡いただきありがとうございました。 お母様の口座は遺産分割未了で凍結されているため この口座から支払いはできません。 市役所に確認したところ、今後、市役所が代表相続人宛に 納付書を送るそうです。代表相続人は西山様になると思わ れますので、同納付書が届いたら、いったん西山様において 立替払い(自分の相続分を超える部分の立替払い)をお願い いたします。

岩永

2024/04/02 11:55 ご連絡(固定資産税について) 西山様

お世話になっております。

諫早市城見町46番(地目は雑種地で駐車場利用地)について 諫早市から固定資産税の催告書が届きました。 金額は 20,080 円です。

遺産分割未了のため代表相続人が支払っておく必要があり、 西山様が代表相続人として支払い、遺産分割時にこれを清算 することとしてはいかがかと考えております。 ご意見をお聞かせください。

長崎市泉の固定資産税については遺言書で辻氏が相続すると 指定されていたため辻氏が支払うようです。

なお、相続の件は、預貯金調査を進めているところです。

長崎市中町 5 - 2 3 大久保中町第二ビル 2 階 弁護士法人岩永・新富法律事務所 弁護士 岩永 隆之 電 話095-829-2120

FAX095-829-2121

E-m a i l <u>iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp</u>

URL http://www.iwanaga-law.jp/